

令和2年2月13日

各会員 殿

小郡三井医師会
感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

新型コロナウイルス感染症に対する医療体制について

お疲れ様です、現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延が日本でも懸念され、厚生労働省より、下記の通達がっております。会員の先生方に置かれましても、十分にご理解の上、日常の診察にあたっていただきたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染の蔓延に従い、随時厚生労働省からの方針は変更することが予想されますので、医師会からも随時連絡しますが、先生方自身も医師会、および厚生労働省のホームページなどを通じ情報収集に努めていただくようお願いいたします。

① 帰国者・接触者相談センターの設置について

住民の方々が自身で感染が疑われる場合に、どこかの医療機関を受診すべきかわからないという不安を軽減し、また、患者を診療体制の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症の蔓延をできる限り防止する観点から設置されるもので、すでに地域の各保健所内にセンターが開設しています。先生方の医療機関において、①2週間以内に中国への渡航歴がある方、②「中国への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある方。で、発熱及び呼吸器症状がある方が受診された場合には、院内に入れる場合は他の患者と隔離された場所に隔離するか、あるいは院外の他の人と接触する可能性のない場所（自家用車の中など）で待機していただき、上記の相談センターへ連絡し、その後の支持を受けてください。この場合、患者さんに直接相談センターへ電話連絡していただいても構いません。しかし、現在の段階では中国への渡航歴のない方の発熱、呼吸器症状を有する患者さんに対しては原則、それぞれの医療機関で診察をお願いします。

② 帰国者・接触者外来の設置について

現在、厚生労働省からの要請により、各地域に帰国者・接触者外来が設置されており、相談センターの判断により必要な患者さんの診療を受けられる

ように、相談センターが手配するようになっていきます。帰国者・接触者外来は私たち医療関係者にも公表されておらず（以前の SERS 感染症の際に、このような外来に、患者さんが集中し診療が困難となった経緯があるため）すべて、帰国者・接触者外来には相談センターを通じての受診となります。また、中国渡航歴のない方でも、今後二次感染三次感染者が出ることも予想され、そのような疑いが強いと判断されて症例があらわれる場合は、各先生方より、相談センターのほうへ連絡をお願いします。相談センターは別紙のとおり 24 時間体制で受付けているとのことです。なお、帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症が強く疑われる患者さん（疑似患者と呼びます）については、さらに指定された医療機関へ移動していただき、そこで措置入院ということになっています。

以上が現在、新型コロナウイルス感染症に対する、医療体制となっています。この体制は今後の感染症の広がりとともに、変わることがありますのでご注意ください。くれぐれも安易な診療拒否などのないようにお願いいたします。

別紙

「新型コロナウイルス感染症の相談窓口」

「新型コロナウイルス感染症の対応の流れ」